

第十次地方分権一括法案の閣議決定について

本日、政府は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第十次地方分権一括法案）」を閣議決定した。

本法律案は、「義務付け・枠付けの見直し」として、地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直しを行う他、「事務・権限の移譲」として、都道府県の軌道経営者に対する運輸開始の許可等に係る事務・権限を指定都市に移譲するなど、基礎自治体が地域の実情に応じた取組を進める上で必要不可欠な事項を内容とするものであることから、その早期の成立を期待するものである。

今後、政府においては、移譲等の対象となっている事務・権限について、地方公共団体が円滑に執行できるよう、十分な財源措置を講じるとともに、マニュアルの整備や助言、研修など必要な支援を確実に行うよう強く要請する。

令和2年3月3日

全 国 市 長 会
会長 立 谷 秀 清